

奈教施第283号
奈市ス第185号
令和4年2月17日

各学校長及び
各学校施設開放運営委員会委員長 様

教育施設課長
スポーツ振興課長

学校施設の利用及び学校施設開放事業の中止期間の延長について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校施設の利用及び学校施設開放事業を令和4年2月20日まで中止としていただいているところですが、令和4年2月17日付け奈教学第1404号「市立中学校における2月21日（月）からの部活動の対応について」が示されました。このことから、今後の学校施設の利用について、下記のとおり中止期間を延長させていただきます。

なお、お手数ですが、各学校利用団体への連絡通知をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1. 対 象 ①地域住民、保護者等による教室などの学校施設利用
②奈良市学校施設開放事業によるグラウンド・体育館等の利用
2. 中止延長期間 令和4年2月21日（月）～3月10日（木）
3. そ の 他 今後の状況によって、1及び2を変更することがあります。

担当

◇学校施設の利用について

教育部 教育施設課

TEL:0742-34-5357

◇奈良市学校施設開放事業

市民部 スポーツ振興課

TEL:0742-34-5376